

その他 お知らせ①

・忘れ物についてのルール見直し

「学習機会保証」の観点から、忘れたものについては、学校から貸し出すことを基本とする。

例) 体育帽子を忘れた

→職員室で予備を借り、1週間以内に洗濯をしたものを職員室に必ず返却する。(期間が過ぎた場合、保護者に学校より電話連絡をします)

※ただし、一つ借りている状態のときは、他のものを借りることはできない

☆貸し出し用具の確保のため、学習用具の寄贈を受け付けています☆